

第1回 客室乗務員の疲労管理に関する検討会 議事概要

1. 日時: 令和7年10月15日(水) 10:00~11:30

2. 場所: 経済産業省別館11階1115会議室

3. 出席委員: 伊藤委員、大塚委員、高橋委員、土屋委員、吉田委員

4. 議事概要

○事務局から資料に沿って諸外国の状況、我が国の現状及び今後の議論のポイントとなる点について説明し、その後意見交換を行った。

(委員から出された主な意見)

- ・ 検討にあたっては、国内外の航空会社における客室乗務員の乗務の実態を考慮すべきである。
- ・ 運航乗務員の場合は操縦席が2席であり、操縦に従事していない要員は休息が取れる一方、客室乗務員の場合はサービスを提供する時間は全員で業務し、サービス提供時間以外に交代で休息を取るため、運航乗務員と同じ基準を客室乗務員にそのまま適用することは合理的ではない。人数を増やすことにより時間の延長を可能とする米国の基準よりも、休息施設と休息時間を設けることにより時間の延長を可能とする欧州の基準のほうが、合理的と考える。
- ・ 運航乗務員と客室乗務員では働き方が異なるため、客室乗務員の実務に則した一定の基準を設けることで疲労を管理できるようになると考える。適切な休息時間を設けることによって疲労を軽減できることになると期待。
- ・ 運航乗務員及び客室乗務員の業務の特性を考慮した場合、運航乗務員を1～2人増やすのと、客室乗務員を1～2人増やすのでは、疲労管理制度の効果が全く異なると考える。そのため、米国の基準よりも欧州の基準のほうが合理的である。
- ・ 国内外の客室乗務員の業務の実情を把握し、それらを整理し、本検討会で議論を深め、本邦航空会社の客室乗務員の働き方に即した基準を設定することが重要である。

以上